

広島県告示第二百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十六年広島県告示第七百六十二号で認可した安芸津都市計画下水道事業安芸津公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

安芸津都市計画下水道事業安芸津公共下水道

三 事業施行期間

平成六年九月二十二日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

東広島市安芸津町三津、風早、木谷

使用の部分

東広島市安芸津町三津、風早、木谷